



6 持続可能なまちづくり（都市基盤）

人口減少・少子高齢社会に対応した都市基盤の構築を推進し、将来にわたり安全で、安心して暮らせるまちを目指します。

新 群馬総社駅西口開設等基礎調査……………1,055万円

群馬総社駅西口の開設などのため、駅舎の規模や概算工事費などを算出する基礎調査を実施します。

新 地域公共交通再編実施計画策定事前調査…800万円

平成31年度策定予定の再編実施計画の実効性を高めるため、中心市街地エリアの都心幹線バス設定などの調査を実施します。

新 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業補助…200万円

民間事業者が空き家などを住宅確保要配慮者（高齢者、子育て世帯など）向けの賃貸住宅として登録する場合にその改修費の一部を補助します。

● 公共交通をもっと身近に

少子高齢化、自動車中心のライフスタイルの定着などによって、公共交通の利用者は減少傾向にあります。でも、自動車を運転できない高齢者や学生にとって、公共交通は欠くことができない大切な移動手段です。平成31年度に策定を予定している地域公共交通再編実施計画。これは、市内の公共交通をもっと利用しやすくするための計画です。自動車に頼らなくても自由に外出できるまちを目指し、事前調査を実施します。



交通政策課 岩淵 直人

機構改革で業務を効率化 新たな組織で市政始動

☎ 行政課 ☎ 027-898-6537

4月から、市役所の組織が変更になります。新設する課や係は下表のとおりです。また、次のとおり組織変更を行います。

新設所属一覧			
新設する係など	執務室	主な担当事務	電話番号 (市外局番027)
文化スポーツ 観光部	スポーツ課 インターハイ 準備室	市役所 12階	2020年開催 予定のインター ハイ準備 ☎898-4038
都市計画部	市街地整備課 再開発係	市役所 9階	再開発事業 ☎898-6004

① 政策推進課のCCRC・道の駅推進室を廃止。CCRCは市街地整備課に、道の駅設置の事務は道路建設課に移管 ② 介護保険室を介護保険課に名称変更し、介護高齢課指導係を介護保険課に移管。介護高齢課を長寿包括ケア課に名称変更 ③ 指導監査室を指導監査課に名称変更。指導監査第一係と指導監査第二係の2係体制に再編 ④ 環境政策課環境企画係を環境森林係に名称変更。農林課東部農林事務所を環境政策課に移管し赤城森林事務所に名称変更 ⑤ 農林課を農政課に名称変更 ⑥ 建築指導課審査第一係と審査第二係を審査係、建築安全係に名称変更 ⑦ 学校教育課学校保健係を教育委員会事務局総務課に移管 ⑧ 総合教育プラザ教育資料室を管理係に名称変更

4月中旬に納税通知書発送 土地・家屋の評価替えを実施します

課税については資産税課 ☎027-898-6217
審査の申し出については収納課 ☎027-898-5857

固定資産税は毎年1月1日の賦課日に、固定資産（土地、家屋、償却資産）を持っている人に課税される。都市計画税は市街化区域や用途地域内に土地や家屋を持っている人が固定資産税と併せて納める税です。

固定資産のうち、土地と家屋は3年ごとにその間の資産価格の変動を反映させた評価額に見直しを行います。これを「評価替え」といい、本年度はその評価替えを行う年度です。

● 土地評価は均衡・適正に

国が定めた固定資産評価基準に基づき適正な価格に見直ししました。宅地の評価額は地価公示価格や不動産鑑定士による評価などを基に算出しています。また、納税者の急激な負担増加にならないよう、本年度評価額に対する前年度課税標準額（税額算出時に税率を掛ける額）の割合（負担水準）に応じて税負担の調整を行っています。この調整により、税負担の公平性が保てるよう負担水準の低い土地は課税標準額を引き上げ、高い土地は据え置きや引き下げを実施。また、都市計画税にも同様に税負担の調整を行っています。

● 縦覧と閲覧ができます

土地・家屋の価格等縦覧帳簿の縦覧と課税台帳の閲覧を行います。詳しくは問い合わせるか、本紙3月1日号16ページをご覧ください。

● 価格の審査の申し出

固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある固定資産税の納税者は、固定資産課税台帳に価格等を登録した旨を公示した日（通常は4月1日）から納税通知書を受け取った日後3カ月を経過する日までの間に、固定資産評価審査委員会に対し文書で審査の申し出ができます。

● 納税通知書が届きます

本年度の固定資産税・都市計画税の納税通知書を4月中旬に届くよう発送。納税通知書には税額・納期・課税明細などを記載しています。なお、住所などを変更した場合は同封のハガキに記入し返送してください。



● 家屋評価は経過年数など考慮

家屋の評価は同じ建物をその場に再度新築した場合に必要な建築費（再建築価格）に、木造・非木造それぞれの資材物価の変動を反映しています。さらに経過年数による減価などを考慮し、決定しています。

☎ 消費者の豆知識

損害保険の申請代行

事例Ⅱ 「住宅災害調査に伺いたい」と男性から電話。公的な調査と思って承諾しました。その後、男性が来訪して「雨どいが傷んでいます。火災保険で工事代金が賄えます。保険会社への手続きは代行します」と説明を受け、契約しました。しかし、雨どいは多少ゆがんでいるものの、工事をする程ではありません。解約を希望します。

回答Ⅱ この住宅災害調査は公的な調査ではありません。「保険会社への手続きを代行します」と勧誘し、申請代行や工事契約を結ぶケースがあります。事例ではクーリング・オフができません。大雪などで住宅が被害を受けたら、損害保険会社に保険金支給の対象になるか確認しましょう。申請は自分でできます。工事を依頼する場合は、複数の業者から見積もりを取りましょう。

☎ 消費生活センター
☎027-230-1755